

インターネット人権侵害防止対策事業 委託仕様書

1 委託事業名

インターネット人権侵害防止対策事業

2 目的

近年、SNS 等による誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的言動、真偽不明の情報の拡散などが社会問題となっている。

SNS による誹謗中傷等の加害者にも被害者にもならないためには、県民一人ひとりが、誹謗中傷等が他人を傷つけることを十分に理解する、ネット上の情報を安易に信用し拡散しないようにする等、正しい知識をもって行動をとることが重要である。

そこで県民に馴染みの深い、県内のプロスポーツ選手やプロスポーツチーム等と連携し、SNS 利用者に向けた広報や、県内各地のプロスポーツ会場や街頭でのキャンペーン等を展開することにより、SNS の適正利用に向けた気運を醸成し、SNS 上の誹謗中傷の防止を図る。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）

4 事業費

5,400,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約内容及び契約額については委託事業者決定後、協議により決定する。

5 事業内容

県内プロスポーツ選手やプロスポーツチーム等との連携

本事業の目的達成に向けた戦略とそれに基づく手法について提案し、委託者と協議して実施すること。

(1) 啓発戦略

幅広い層にアプローチできる最適なメディアを選択した上で、条例の周知、インターネット利用に関するリテラシー向上等に効果的な啓発メッセージ等を発信するために必要な戦略を提案すること。

(2) 啓発手法

(1)の啓発戦略に基づく具体的な啓発手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。なお、提案にあたっては、下記の例示を参照しつつ、他に効果的な啓発手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

① SNS 向けの動画制作・発信

ア プロスポーツチームまたは所属する選手（OB, OG も可）が出演し、ネットモラル及びリテラシー向上に効果的な啓発メッセージ等を発信する、SNS 広告向けの動画（15 秒及び 30 秒 CM）を各 1 種類以上制作し、発信すること。

イ 人気、知名度の高いプロスポーツチーム、選手等が出演することが望ましい。

ウ オリジナルグッズや印刷物の制作において、選手のビジュアル使用における肖像権の許諾の調整等を各チームや各選手とおこなうこと。

エ 広告発信に関して、制作した動画は SNS 上で、誹謗中傷等の被害者あるいは加害者となるおそれの高い層に向け、原則として公益財団法人兵庫県人権啓発協会（以下、「協会」という。）が所有する、YouTube、X のアカウントを活用し事業者により発信する。

なお、他に予算内で効果的な SNS 等の媒体による効果的な方法がとれる場合には、積極的に提案し発信すること。

オ 以下の規格を満たし、再編集可能な成果物の電子データ及びホームページ掲載用データ（USB メモリ、DVD-R 等）を納品すること。ただし、③に記載の各媒体において発信する際は、ファイルのサイズや形式を各媒体の指定のものに合わせること。

- ・ YouTube 等の動画サイト、SNS にアップロードできる規格のもの
- ・ ピクセルサイズ（横*縦）1920px×1080px
- ・ 名称 フル HD（2K）
- ・ アスペクト比 16:9 等

カ 動画の最後に、誹謗中傷等で被害を受けた際の相談窓口を表示すること。

キ 当協会所有の YouTube、X 以外の SNS アカウントで発信した場合は、掲載実績の報告として、以下の実績が分かるものを提出すること。

- ・ 広告配信サービスごとの掲載実績
- ・ 掲載広告ごとの掲載実績

ク 納品期限

- ・ 動画 令和 8 年 7 月 17 日（金）
- ・ 発信 令和 8 年 8 月 1 日（土）より開始

② 公共交通機関のデジタルサイネージ等を活用した発信

①アにおいて作成した動画を、県内主要ターミナルや県内を走行する電車やバスのデジタルサイネージの活用などにより、啓発効果の高い発信をすること。

③ ポスター制作

①において起用したプロスポーツチーム、選手のビジュアル、メッセージ等によるポスターを製作すること。

ア 仕様・規格等

- ・部数 1,000部
- ・規格 B2版、片面刷（多色刷）、コート紙135kg以上とすること。
- ・校正 文字校正2回、色校正1回（欠字、誤字のある場合はこの限りでない）
- ・視覚効果が高く、見る者のモラル及びリテラシーの向上につながるようなデザインとした上で、誹謗中傷等で被害を受けた際の相談窓口を記載すること。

イ 納入場所・方法等

（ア）封入及び発送

- ・作成したポスターは、一部を除き、角2サイズ封筒に入る大きさに、印刷面を外側にして折り、当協会に納品すること。
- ・上記の折り畳んだ状態の物とは別に丸めた状態の物を指定数納品すること。部数の内訳に関しては協会が指示する。

（イ）納品期限

- ・令和8年7月10日（金）

（ウ）以下をデータ等で提出すること。

- ・aiデータ（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）
- ・PDFファイル（WEB掲載用に容量等を最適化したもの）
- ・JPGファイル
- ・ポスター制作に使用した画像データ

④ キャンペーン配布用グッズと周知に伴う特典グッズの制作等

当協会が県内複数個所において実施するプロスポーツ会場や街頭での啓発キャンペーン用の配布グッズの制作及び、キャンペーンの実施を印象付ける効果的なイベント実施すること。

ア 配布グッズ

- ・キャンペーン時のグッズ配布で広く啓発できるような内容を提案すること。個数については、20,000個制作して各地における啓発イベントキャンペーンで配布。
- ・事業の意図が伝わりとともに、受け取りやすく配布しやすい、印象に残るグッズを提案すること。
- ・可能であれば（2）①で用いたビジュアル、メッセージを活用すること。

イ 啓発内容の周知に伴う効果的なイベント実施

- ・プロスポーツ会場において事業の意図が伝わるとともに、SNSに投稿したくなるような手法による啓発イベントを実施すること。可能であれば(2)①で用いたビジュアル、メッセージを活用すること。

<実施例>

(ア) 啓発イベントの内容を SNS で投稿してくれた方へ特典グッズを配付する。なお個数等については協会と相談のうえ決定する。

(イ) プロスポーツチームとタイアップした選手サイン入りグッズの提供

ウ 配布ツール

- ・のぼり、たすき、携帯式バナースタンドを想定
- ・個数 のぼり 5 個 たすき 10 個 携帯式バナースタンド 1 個

エ 納品期限、場所

- ・令和 8 年 7 月 10 日（金）、公益財団法人兵庫県人権啓発協会

⑤ 配布キャンペーンのサポート

各プロスポーツ会場等で実施する配布キャンペーンにおいて、プロスポーツチームと調整のうえ下記のサポートを行うこと。

- ・配布場所の確保
- ・ブースの設営（テント、長机、パイプ椅子等の準備及び設営。レンタル及び運搬費も含む。）

⑥ ①～⑤共通事項

ア 提案内容、スケジュール等について、可能な限り詳細に記載すること。

イ 事業に必要な資料、素材、写真・イラスト、音源等は受託者が用意すること。また、取材、写真撮影、イラスト制作等にかかる費用は、本事業に含めること。

6 事業実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本事業の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、事業を進めるに当たり、スケジュール、実施体制等を示した実施計画（様式任意）を令和 8 年 5 月 8 日（金）までに委託者に提出すること。

(3) 事業の進捗管理

本事業の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4) 事業の履行に関する措置

- ① 本事業の履行においては、委託者の指示に従うこと。事業の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、事業の性質上当然実施しなければならないもの及び事業の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、事業遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(5) 成果物の利用（二次利用）

本事業の成果物にかかる著作権、所有権は、委託者に帰属し、委託者は当該成果物を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(6) 機密の保持

受託者は本事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後

も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(9) 再委託

受託者は、本事業の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに事業遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う事業の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の事業を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した事業に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) 生成AIについて

- ① 受託者は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、委託者に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証すること。
- ② 受託者は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として委託者に提出してはならない。

(11) その他

- ① 受託者は事業の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は事業の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は委託事業の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ③ 本事業に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。
- ⑤ 委託者は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求める

ことができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この事業の終了後も、事業が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。

- ⑥ この事業に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。
- ⑦ 受託者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、委託者は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- ⑧ 契約時には、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付または履行保証保険への加入をさせなければならない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、納付を免除される場合がある。
- ⑨ 上記以外の内容は、別途協議する。